# Deloitte. 德勤

税務

Tax Analysis P238/2016 - 2016 年 4 月 6 日 (日本語翻訳版)

# Tax Analysis

Authors:

#### **Hong Kong**

Sam Li, Partner National Coordinator of VAT Reform in Real Estate Sector Tel: +852 2238 7881 Email: samxhli@deloitte.com.hk

#### **Beijing**

Susan Liu, Director Tel: +86 10 8512 5404 Email: yubjtaxliu@deloitte.com.cn

For more information, please contact:

# **Indirect Tax Services National Leader**

# **Hong Kong**

Sarah Chin, Partner Tel: +852 2852 6440 Email: sachin@deloitte.com.hk

# **Northern Region**

# **Beijing**

Yi Zhou, Partner Tel: +86 10 8520 7512 Email: jchow@deloitte.com.cn

# **Eastern Region**

# **Shanghai**

Li Qun Gao, Partner Tel: +86 21 6141 1053 Email: ligao@deloitte.com.cn

### Southern Region

# Guangzhou

Janet Zhang, Partner Tel: +86 20 2831 1212 Email: jazhang@deloitte.com.cn

#### Western Region

# Chongqing

Frank Tang, Partner Tel: +86 23 8823 1208 Email: ftang@deloitte.com.cn

国家税務総局が不動産業と建築 業の増値税改革試験に関する事 項の管理弁法を公布

国家税務総局は2016年3月31日に、不動産の譲渡、仕入税額の控除およびオ ペレーティングリース、県(市、区)をまたがる建築サービスと不動産開発企 業が自ら開発した不動産プロジェクトの販売等の事項について、以下に挙げる 五つの管理弁法を公布した。

- 「納税者の不動産譲渡に係る増値税の徴収管理暫定弁法」 局公告 2016 年第 14 号、以下、14 号公告)
- 2. 「不動産の仕入税額の分割控除暫定弁法」(国家税務総局公告 2016 年 第 15 号、以下、15 号公告)
- 「納税者の不動産のオペレーティングリースサービスの提供に係る増値 3. 税の徴収管理暫定弁法」(国家税務総局公告 2016 年第 16 号、以下、16 号公告)
- 「納税者が県(市、区)をまたがって提供する建築サービスに係る増値 4. 税の徴収管理暫定弁法」(国家税務総局公告 2016 年第 17 号、以下、17
- 5. 「不動産開発企業が自ら開発した不動産プロジェクトの販売に係る増値 税の徴収管理暫定弁法」(国家税務総局公告 2016 年第 18 号、以下、18 号公告)

これらはいずれも2016年5月1日から施行される。これらの暫定弁法では、 「営業税に代えて増値税を徴収する試験の全面的な実施に関する通知」(財税 [2016]36 号、以下、36 号通達) における不動産業と建築業に対する増値税政策 をまとめた上で、徴収管理に関する事項についても明らかにしている。その要 点は以下のとおりである。

# 14 号公告 - 不動産の譲渡

- 売上額(または予納額のベース)を差額計算する場合の証憑に関する要求-納税者が条件を満たす場合、代金総額および代金以外の費用から不動産の 購入原価または不動産取得時の価格を控除した後の残額をもって課税対象 の売上額(または予納額のベース)とすることができるが、その場合、合 法的かつ有効な証憑を取得しなければならない。そうでなければ、控除を することはできない。ここでいう合法的かつ有効な証憑とは、次のものを 指す。
  - 税務部門が監製するインボイス (発票)
  - 法院の判決書、裁定書、調停書、および仲裁裁決書、公証債権文書
  - 国家税務総局の規定するその他の証憑
- 税額計算 納税者が 5%の仮徴収率または徴収率によって予納税額を計算す る場合、以下の公式を用いる。

全額を予納額のベースとする場合:

予納税額 =代金総額および代金以外の費用/(1+5%)×5%

差額を予納額のベースとする場合:

予納税額 = (代金総額および代金以外の費用-不動産の購入原価または不動産取得時の価格) / (1+5%) ×5%

不動産の所在地で予納した増値税は、当期の増値税の納付税額から差し引くことができ、差引きしきれない場合は、翌期に繰り越して差引きすることができる。

- 発票の管理 小規模納税者が取得した不動産を譲渡し、自ら増値税発票を発行できない場合、不動産の所在地の所 轄地税機関に代理発行を申請することができる。納税者がその他の個人に取得した不動産を譲渡する場合、増値税 専用発票の発行または代理発行の申請をすることはできない。
- **徴税管理に関する罰則** 不動産を譲渡する際、予納すべき月から 6 か月を過ぎても不動産の所在地の所轄地税機関で税額を予納していない場合、機構所在地の所轄国税機関は租税徴収管理法および関連規定に従って処理することができる。

# 15 号公告 - 不動産の仕入税額の控除

- 適用範囲 36 号通達で規定する、不動産の仕入税額を 2 年間にわたって控除する政策(以下、2 年控除政策)は、2016 年 5 月 1 日以降に取得し、かつ会計上、固定資産として計上した不動産、および 2016 年 5 月 1 日以降に発生した不動産の建設工事に適用される。但し、次のものは(取得または発生時期にかかわらず)含まれない。
  - 不動産開発企業が自ら開発した不動産プロジェクト
  - ファイナンスリースによりリースした不動産
  - 施工現場に建設した臨時的な建築物、構築物
- **仕入税額の範囲 15** 号公告によれば、2016 年 5 月 1 日以降に物品および設計サービス、建築サービスを購入し、 以下のことに用いた場合、その仕入税額に対して 2 年控除政策を適用することができる。
  - 不動産の新築に用いた場合
  - 不動産の改築、増築、修繕、装飾に用い、不動産の原価が50%超増加する場合

ここでいう購入物品とは、不動産の実体を構成する材料および設備を指し、建築装飾材料および給排水、暖房、衛生、通風、照明、通信、ガス、消防、セントラル空调、エレベーター、電気、インテリジェントビル設備および付帯施設を含む。

また、2年控除政策を適用する仕入税額については、2016年5月1日以降に発行された合法的かつ有効な増値税控除証憑を取得しなければならない。

• **控除時期** - 通常、2年控除政策を適用する仕入税額のうち、60%部分は控除証憑を取得した当期に控除し、40%部分は控除待ち仕入税額に計上して、控除証憑を取得した当月から13か月目に控除する。

15 号公告では、以下の特殊な状況における控除時期についても規定している。

- 1) 購入時に既に仕入全額を全額控除した物品およびサービスを不動産の建築工事に転用した場合、控除済み 仕入税額の40%部分は、転用した当期に仕入税額から減額し、転用した当月から13か月目に売上税額か ら控除する。
- 2) 2年間の不動産の仕入税額控除期間に、当該不動産または建設工事を売却した場合、または税務登記の抹消が生じた場合、まだ控除していない控除待ち仕入税額は、売却した当期あるいは清算した当期に売上税額から控除することができる。
- **仕入税額の振替**-既に仕入税額を控除した不動産に非正常損失が発生した場合、または用途を変更し、仕入税額を 控除できなくなった場合(例えば、専ら簡易課税方式が適用される課税項目、増値税免除項目、集団福利または個 人消費に用いることになった場合)、次の公式によって控除できない仕入税額を計算しなければならない。

控除できない仕入税額= (控除済み仕入税額+控除待ち仕入税額) ×不動産簿価率 不動産簿価率 = (不動産簿価 / 不動産原価) ×100%

控除できない仕入税額が当該不動産の控除済み仕入税額を上回らない場合、用途を変更した当期に、控除できない 仕入税額を仕入税額から減額する(すなわち、仕入税額の振替)。控除できない仕入税額が当該不動産の控除済み 仕入税額を上回る場合は、仕入税額の振替を行うほか、当該不動産の控除待ち仕入税額を相応に減額する。 不動産の建設工事に非正常損失が発生した場合、使用した購入物品、設計サービスおよび建築サービスに係る控除済み仕入税額は、当期に全額の振替を行わなければならず、控除待ち仕入税額を控除することはできない。

## • 会計計算および台帳管理 -

- 不動産の控除待ち仕入税額(すなわち、40%部分)は "未払税金-控除待ち仕入税額"科目に計上し、控除可能となった当期に "未払税金-未払増値税(仕入税額)"科目に振り替える。異なる不動産および不動産の建設工事について、納税者はそれぞれ控除待ち仕入税額を計算しなければならない。
- 納税者は不動産および不動産の建設工事の台帳を設置し、不動産および不動産の建設工事に係る原価、費用、控除証憑および仕入税額の控除状況をそれぞれ記録、集計し、調査に備えて保管しなければならない。仕入税額の控除ができない項目(例えば、簡易課税方式が適用される課税項目、増値税免除項目、集団福利または個人消費等)に用いられる不動産および不動産の建設工事についても、設置した台帳に記録しなければならない。
- **徴収管理に関する罰則** 納税者が関連規定に従って不動産および不動産の建設工事に係る仕入税額の控除を行わない場合、所轄国税機関は租税徴収管理法および関連規定に従って処理することができる。

# 16 号公告 - 不動産のオペレーティングリース

- **適用範囲 16** 号公告によれば、当該公告における関連規定は納税者が道路通行サービスを提供する場合には適用 されない。
- 納税地点 通常、納税者のリースする不動産の所在地が機構所在地と同一の県(市、区)にない場合、納税者は不動産の所在地の所轄国税機関で税額を予納し、機構所在地の所轄国税機関で申告納税を行わなければならない。但し、不動産の所在地と機構所在地が同一の県(市、区)にはないが、同一の直轄市または計画単列市にある場合、当該直轄市または計画単列市の国家税務局が、不動産の所在地で税額を予納するか否かを決定する。
- 税額計算 税額を予納する必要がある場合、納税者は以下の公式によって予納税額を計算する。

一般課税方式を適用する場合:予納税額=税込み売上額/(1+11%)×3% 簡易課税方式を適用する場合:予納税額=税込み売上額/(1+5%)×5% または1.5%

不動産の所在地で予納した増値税は、当期の増値税の納付税額から差し引くことができ、差引きしきれない場合は、翌期に繰り越して差引きすることができる。

- 納税時期 納税者が16号公告に基づいて税額を予納する必要がある場合、賃貸料を取得した翌月の申告納税期間または不動産の所在地の所轄国税機関が決定した納税期限までに税額を予納しなければならない。
- **発票の管理** 小規模納税者である組織および個人経営者が不動産をリースし、自ら増値税発票を発行できない場合、およびその他の個人が不動産をリースする場合、不動産の所在地の所轄税務機関に代理発行を申請することができる。納税者がその他の個人に不動産をリースする場合、増値税専用発票の発行または代理発行の申請をすることはできない。
- **徴収管理に関する罰則** 不動産をリースする際、予納すべき月から 6 か月を過ぎても不動産の所在地の所轄国税機関で税額を予納していない場合、機構所在地の所轄国税機関は租税徴収管理法および関連規定に従って処理することができる。

# 17号公告 - 県(市、区)をまたがって提供する建築サービス

- 納税地点 通常、納税者が機構所在地以外の県(市、区)で建築サービスを提供する場合、17 号公告の規定に従って、建築サービスの発生地の所轄国税機関で税額を予納し、機構所在地の所轄国税機関で申告納税を行わなければならない。但し、建築サービスの発生地と機構所在地が同一の県(市、区)にはないが、同一の直轄市または計画単列市にある場合、当該直轄市または計画単列市の国家税務局が、17 号公告に規定する方法を適用するか否かを決定する。
- 売上額(または予納額のベース)を差額計算する場合の証憑に関する要求—納税者が条件を満たす場合、代金総額 および代金以外の費用から下請代金を控除した後の残額をもって課税対象の売上額(または予納額のベース)とす ることができるが、その場合、合法的かつ有効な証憑を取得しなければならない。そうでなければ、控除をすることはできない。ここでいう合法的かつ有効な証憑とは、次のものを指す。
  - 下請業者から取得した、2016 年 4 月 30 日以前に発行された建築業の営業税発票。この建築業の営業税発票は 2016 年 6 月 30 日まで予納税額の控除証憑とすることができる

- 下請業者から取得した、2016年5月1日以降に発行され、建築サービスの発生地のある県(市、区)、プロジェクトの名称が備考欄に注記された増値税発票
- 国家税務総局の規定するその他の証憑
- 税額計算 -17 号公告の規定に基づき、県(市、区)をまたがって建築サービスを提供する場合の予納税額の計算公式は以下のとおりである。

一般課税方式を適用する場合: 予納税額= (代金総額および代金以外の費用-支払った下請代金)/

 $(1+11\%) \times 2\%$ 

簡易課税方式を適用する場合: 予納税額= (代金総額および代金以外の費用-支払った下請代金)/

 $(1+3\%) \times 3\%$ 

代金総額および代金以外の費用から支払った下請代金を控除した後の残額が負数となる場合、次の税額予納時まで繰り越して控除することができる。

納税者は工事プロジェクトごとにそれぞれ予納税額を計算し、予納しなければならない。

建築サービスの発生地で予納した増値税は、当期の増値税の納付税額から差し引くことができ、差引きしきれない 場合は、翌期に繰り越して差引きすることができる。

• 予納台帳および資料管理 - 納税者が税額を予納する際、「増値税予納税額表」に記入するほか、発注者と締結した 建築契約の原本とコピー、下請業者と締結した下請契約の原本とコピー、下請業者から取得した発票の原本とコピーも提出しなければならない。

納税者はまた、予納税額台帳を自ら設置し、県(市、区)とプロジェクトを区分して、一件ずつ収入総額、支払った下請代金、既に控除した下請代金、下請代金の発票番号、既に予納した税額およびその納税証番号等の内容を記載し、調査に備えて保管しなければならない。

• **徴収管理に関する罰則** - 納税者が県(市、区)をまたがって建築サービスを提供する際、予納すべき月から6か月を過ぎても建築サービスの発生地の所轄国税機関で税額を予納していない場合、機構所在地の所轄国税機関は租税 徴収管理法および関連規定に従って処理することができる。

# 18号公告 - 不動産開発企業が自ら開発した不動産プロジェクトの販売

- **適用範囲 18** 号公告は不動産開発企業が自ら開発した不動産プロジェクトの販売に適用される。 "自ら開発する"とは、法により土地使用権を取得した土地の上にインフラストラクチャーおよび建物を建設することをいう。 不動産開発企業がまだ竣工していない不動産プロジェクトを引き継ぎ、引き続き開発した後、自己の名義で販売する場合も **18** 号公告が適用される。
- **売上額の差額計算** 一般納税者である不動産開発企業が一般課税方式を適用する場合、代金総額および代金以外の 費用から当期に販売した不動産プロジェクトに対応する土地代金を控除して、売上額を計算することができる。そ の計算公式は以下のとおりである。

売上額 = (代金総額および代金以外の費用 – 当期に控除できる土地代金)/ (1+11%) 当期に控除できる土地代金 = (当期に販売した不動産プロジェクトの建築面積/不動産プロジェクトの販売可能な 建築面積)×支払った土地代金

上記の公式のうち、

当期に販売した不動産プロジェクトの建築面積とは、当期に納税申告を行った増値税の売上額に対応する建築面積を指す。

不動産プロジェクトの販売可能な建築面積とは、不動産プロジェクトの販売が可能な総建築面積を指し、不動産プロジェクトの販売時に単独で価格を設定しない付帯公共施設の建築面積を含まない。

支払った土地代金とは、政府、土地管理部門あるいは政府の委託を受けて土地代金を受領する組織に直接支払った 土地代金を指し、省レベル以上の財政部門が監製する財政領収書を取得したものでなければならない。一般納税者 は土地代金の控除の状況について台帳を設置しなければならず、控除する土地代金は納税者が実際に支払った土地 代金を超えてはならない。

• 旧プロジェクトの不動産 - 簡易課税方式を選択適用できる旧プロジェクトの不動産について、18 号公告では 36 号 通達の下での定義を変更し、建築業における旧プロジェクトの建築工事の範囲に近づけている。変更後の旧プロジェクトの不動産とは、次のものを指す。

- 「建築工事施工許可証」に記載された契約の着工日が 2016 年 4 月 30 日以前の不動産プロジェクト
- 「建築工事施工許可証」に契約の着工日が記載されていないか、「建築工事施工許可証」を取得していないが、建築工事請負契約に記載された着工日が 2016 年 4 月 30 日以前の建築工事プロジェクト
- 税額計算 36 号通達の規定によれば、不動産開発企業が代金前受方式を採用して自ら開発した不動産プロジェクトを販売する場合、前受金を受領した時に 3%の仮徴収率で計算した増値税を予納しなければならない。18 号公告ではその計算公式を明らかにしている。

予納税額 = 前受金 / (1 +11%の 適用税率または 5%の徴収率) × 3%

予納した増値税は、当期の増値税の納付税額から差し引くことができ、差引きしきれない場合は、翌期に繰り越して差引きすることができる。

- **納税時期** 納税者が税額を予納する必要がある場合、前受金を受領した翌月の申告納税期間または所轄国税機関が 決定した納税期限までに税額を予納しなければならない。
- **仕入税額の区分** 一般納税者が自ら開発した不動産プロジェクトを販売する際、仕入税額を控除できる不動産プロジェクト(すなわち、一般課税方式を適用する不動産プロジェクト)と仕入税額を控除できない不動産プロジェクト(簡易課税方式を適用するか、増値税が免除される不動産プロジェクト)があるが、控除できない仕入税額を区分できない場合、「建築工事施工許可証」に記載された"建設規模"に基づいて、以下の公式により区分する。

控除できない仕入税額 = 当期における区分できないすべての仕入税額× (簡易課税、免税の不動産プロジェクトの 建設規模/不動産プロジェクトの総建設規模)

#### 発票の管理 –

- 一般納税者が自ら開発した不動産プロジェクトを販売する場合、自ら増値税発票を発行する。
- 一般納税者および小規模納税者が自ら開発した不動産プロジェクトを販売する場合、2016 年 4 月 30 日以前に受領し、既に所轄地税機関で営業税を納付した前受金について、まだ営業税発票を発行していない場合は、増値税普通発票を発行することができる。但し、増値税専用発票の発行または代理発行の申請をすることはできない。
- 納税者がその他の個人に自ら開発した不動産プロジェクトを販売する場合、増値税専用発票の発行または 代理発行の申請をすることはできない。
- 小規模納税者が自ら開発した不動産プロジェクトを販売する場合、自ら増値税普通発票を発行する。購入者が増値税専用発票を必要とする場合、小規模納税者は所轄国税機関に代理発行を申請する。
- **徴収管理に関する罰則 -** 不動産開発企業が自ら開発した不動産プロジェクトを販売したが、規定に従って税額を予納または納付しない場合、所轄国税機関は租税徴収管理法および関連規定に従って処理することができる。

### コメント

不動産の取得時点:今回公布された公告では、不動産を取得する方式には直接購入、受贈、投資の受入、自己建設および債務の弁済等が含まれることを明らかにしているが、不動産の取得時点の判断に関する具体的な規定はない。取得時点の判断は新旧不動産の区分をする上で重要な意味を持ち、納税者がある不動産について経過措置の選択適用ができるか否かということに直接影響を与える。

例えば、納税者が 2015 年 11 月 1 日に不動産の購入契約を締結し、代金全額を支払い、2016 年 3 月 1 日に不動産の鍵を取得して実際に使用するようになり、2016 年 7 月 20 日に不動産の所有権証を取得したとする。この場合、不動産の取得時点は契約の締結日、実際の使用開始日、所有権証に記載された登記日のいずれになるのかということについて、14 号公告では明確な答えが与えられていない。

また、16号公告が転貸リースにも適用されるとした場合に、元々のオーナーが不動産を取得した日、リース契約を締結した日、実際に不動産の使用権を取得した日のいずれが、転貸リースにおける各賃貸者にとっての不動産の取得時点となるのかについても明らかではない。

例えば、A企業が 2016 年 3 月 10 日に不動産を購入し、5 月 20 日に B企業にリースして、B企業は 5 月 21 日に当該不動産をその他の企業に転貸したとする。A企業は 4 月 30 日以前に当該不動産を取得したことから、簡易課税方式と一般課税方式のいずれかを選択適用できる。一方、B企業については、いつの時点で当該不動産を"取得"したと判断されるかにより、その税負担が異なる可能性がある。具体的には次のとおりである。

1) もしB企業の不動産の取得時点を3月10日とするのであれば、B企業もA企業と同じように増値税の課税方式

を選択することができる。しかし、何段階もの転貸が行われる場合、元々のオーナーの不動産の取得時点をもって各賃貸者の不動産の取得時点を判断することは、実務上難しい可能性がある。

2) もし契約締結日である 5 月 20 日を B 企業の不動産の取得時点とするのであれば、B 企業は一般課税方式のみ適用することができる。

不動産に係る仕入税額の分割控除:15号公告では、不動産および不動産の建設工事に係る仕入税額の2年控除政策の実務上の取扱いについて規定している。不動産および不動産の建設工事に係る仕入税額は金額が大きいことから、当該政策による税負担の低減効果は明らかであるが、その計算および控除の管理については厳格かつ複雑な規定が設けられている。納税者は不動産、不動産の建設工事に係る仕入税額の控除に関する要求(例えば、台帳の設置等)についてよく理解し、増値税改革試験の実施に伴うシステムの改造を行う際にも、これらの要求を考慮に入れる必要がある。

**増値税の予納制度**:不動産業と建築業の業種の特徴に基づき、増値税改革試験においては、増値税の予納制度が導入された。予納制度の導入は、企業の全体の税負担には影響を与えないが、納税者のコンプライアンスコストと税務リスクを高めることになる。14号、16号、17号公告によれば、納税者が予納すべき月から6か月を過ぎても規定に従って税額を予納しない場合、租税徴収管理法に基づいて処罰される(すなわち、税額の未納額または過少納付額の50%から5倍の罰金を科される)可能性がある。よって、納税者は全体の税負担に注意を払うだけでなく、税額の予納義務を適時に履行すべきことにも留意しなければならない。

なお、特定の状況 (例えば、納税者がリースする不動産の所在地と機構所在地が同一の直轄市または計画単列市にある場合、または同一の直轄市または計画単列市の中で県(市、区)をまたがって建築サービスを提供する場合)においては、直轄市または計画単列市の国家税務局が、予納の方法をとるか否かを決定する旨が関連の公告において規定されている。よって、北京、天津、上海および重慶と計画単列市の納税者は、現地における関連の政策および実務の動向に留意する必要がある。もし今後、これらの地域において、納税者の申請により予納制度を適用しないことができるならば、納税者は税務コンプライアンスに係る作業を軽減することができる。

発票および証憑の管理: 今回公布された 14 号、15 号、16 号および 18 号公告においては、発票の発行に関する事項および控除証憑の管理等についても規定している。例えば、小規模納税者が増値税専用発票を発行する必要がある場合、通常は所轄税務機関に代理発行を申請する必要がある。また、販売対象がその他の個人である場合は、増値税専用発票の発行または代理発行の申請をすることはできない。これらの規定は基本的に現行の増値税規定と一致するものであるが、新たに増値税の対象となる不動産業および建築業の納税者にとっては、増値税発票の管理は新しい事柄であるため、まず関連のリスクを意識することが重要といえる。

一方、14号、17号および18号公告では、売上額または予納額のベースを計算する際、代金総額および代金以外の費用から特定項目を控除できる場合の、当該項目に係る証憑に関する要求についても規定している。納税者が売上額または予納額のベースの計算において特定項目を控除しようとする場合には、要求に合致する証憑を取得する必要がある。

全体として、今回公布された五つの公告は、不動産業および建築業の増値税の処理について明確にするものではあるが、実務においてはなお明らかにすべき事項が生じるだろう。増値税改革試験の実施後における税務コンプライアンスを保証するために、納税者が今後出される政策および実務の動向に留意すること、税務機関および専門機関と密にコミュニケーションを取ること、現行の政策に基づいて、会計計算システムの改造(例えば、不動産に係る仕入税額控除台帳の設置等)に着手することを提案する。

**Tax Analysis** is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact:

**Beijing** 

Andrew Zhu

Partner Tel: +86 10 8520 7508

Fax: +86 10 8518 1326

Email: andzhu@deloitte.com.cn

Chongging

Frank Tang

Partner

Tel: +86 23 6310 6206 Fax: +86 23 6310 6170 Email: ftang@deloitte.com.cn

**Dalian** 

Bill Bai Partner

Tel: +86 411 8371 2888 Fax: +86 411 8360 3297 Email: bilbai@deloitte.com.cn

Guangzhou

Victor Li Partner

Tel: +86 20 8396 9228 Fax: +86 20 3888 0121 Email: vicli@deloitte.com.cn

Hangzhou

Qiang Lu

Partner

Tel: +86 571 2811 1901 Fax: +86 571 2811 1904 Email: qilu@deloitte.com.cn Hona Kona

Sarah Chin

Partner

Tel: +852 2852 6440 Fax: +852 2520 6205

Email: sachin@deloitte.com.hk

Jinan

**Beth Jiang** 

Director

Tel: +86 531 8518 1058 Fax: +86 531 8518 1068

Email: betjiang@deloitte.com.cn

Macau

**Raymond Tang** 

Partner

Tel: +853 2871 2998 Fax: +853 2871 3033

Email: raytang@deloitte.com.hk

**Nanjing** 

Frank Xu Partner

Tel: +86 25 5791 5208 Fax: +86 25 8691 8776

Email: frakxu@deloitte.com.cn

Shanghai

**Eunice Kuo** 

Partner

Tel: +86 21 6141 1308 Fax: +86 21 6335 0003

Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

**Shenzhen** 

Victor Li

Partner

Tel: +86 755 3353 8113 Fax: +86 755 8246 3222 Email: vicli@deloitte.com.cn

Suzhou

Frank Xu / Maria Liang

Partner

Tel: +86 512 6289 1318 / 1328 Fax: +86 512 6762 3338 Email: frakxu@deloitte.com.cn mliang@deloitte.com.cn

**Tianjin** 

Jason Su

Partner

Tel: +86 22 2320 6680 Fax: +86 22 2320 6699 Email: jassu@deloitte.com.cn

Wuhan

Justin Zhu

Partner

Tel: +86 27 8526 6618 Fax: +86 27 8526 7032

Email: juszhu@deloitte.com.cn

Xiamen

Jim Chung

Partner

Tel: +86 592 2107 298 Fax: +86 592 2107 259

Email: jichung@deloitte.com.cn

**About the Deloitte China National Tax Technical Centre** 

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

**National Tax Technical Centre** 

Email: ntc@deloitte.com.cn

National Leader Leonard Khaw

Partner

Tel: +86 21 6141 1498 Fax: +86 21 6335 0003 Email: lkhaw@deloitte.com.cn

Southern China (Mainland/Macau)

**German Cheung** 

Director

Tel: +86 20 2831 1369 Fax: +86 20 3888 0121

Email: gercheung@deloitte.com.cn

Northern China

Julie Zhang

Partner

Tel: +86 10 8520 7511 Fax: +86 10 8518 1326

Email: juliezhang@deloitte.com.cn

**Eastern China** 

Kevin Zhu

Director

Tel: +86 21 6141 1262 Fax: +86 21 6335 0003 Email: kzhu@deloitte.com.cn Southern China (Hong Kong)

**Davy Yun** 

Partner

Tel: +852 2852 6538 Fax: +852 2520 6205

Email: dyun@deloitte.com.hk

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wandy Luk by either email at wanluk@deloitte.com.hk or by fax to +852 2541 1911.

#### About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), and its network of member firms, and their related entities. DTTL and each member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/cn/en/about for a detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte's more than 225,000 professionals are committed to making an impact that matters. Deloitte serves 4 out of 5 Fortune Global 500 companies.

# About Deloitte in Greater China

We are one of the leading professional services providers with 23 offices in Beijing, Hong Kong, Shanghai, Taipei, Chengdu, Chongqing, Dalian, Guangzhou, Hangzhou, Harbin, Hefei, Hsinchu, Jinan, Kaohsiung, Macau, Nanjing, Shenzhen, Suzhou, Taichung, Tainan, Tianjin, Wuhan and Xiamen in Greater China. We have nearly 13,500 people working on a collaborative basis to serve clients, subject to local applicable laws.

#### About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit, tax, consulting and financial advisory services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. None of the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

©2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP.